

資料2

3月25日 食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(2) 報告品目

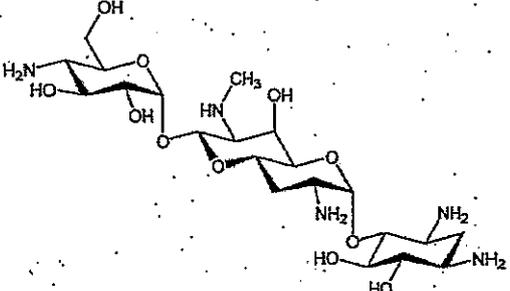
① 農薬等

・ アプラマイシン（暫定基準の見直し）	1
・ ラサロシド（暫定基準の見直し+インポートトレランス申請）	4
・ ジクロベニル（暫定基準の見直し+魚介類への基準値設定）	8
・ フルミオキサジン（暫定基準の見直し+インポートトレランス申請+適用拡大）	12
・ アセタミプリド（適用拡大+はちみつへの基準値設定）	16
・ クロチアニジン（適用拡大）	24
・ ピリフルキナゾン（適用拡大）	33
・ マラチオン（暫定基準の見直し）	38
・ メトコナゾール（適用拡大）	47

② 食品添加物

・ ケイ酸カルシウム（使用基準改正）	51
・ グルコン酸亜鉛（使用基準改正）	54

アプلاميシン (Apramycin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／抗生物質										
作用機構	放線菌 <i>Streptomyces tenebrarius</i> が産生する一群のアミノグリコシド系抗生物質ネブラマイシンファクター2であり、グラム陽性菌及びグラム陰性菌において、ペプチジル転位のレベルでタンパク質合成を阻害することにより抗菌作用を発揮すると考えられている。動物用医薬品として開発され、牛、豚、家きん、ウサギ等の大腸菌症、サルモネラ症等の治療に用いられる。										
我が国の承認状況	豚に承認されている。										
諸外国の状況	JECFAにおいて評価されており、ADIが設定されている。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.030 mg/kg 体重/day [設定根拠] 微生物学的 ADI										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アプلاميシンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1467 1420 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	2.0	幼小児 (1~6歳)	3.3	妊婦	5.0	高齢者 (65歳以上)	1.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	2.0										
幼小児 (1~6歳)	3.3										
妊婦	5.0										
高齢者 (65歳以上)	1.4										
意見聴取の状況	平成26年8月28日・平成27年1月30日に在京大使館への説明を実施 平成26年10月26日~平成27年12月24日WTO通報を実施 平成26年11月5日~平成26年12月4日パブリックコメントを実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5 0.06 0.5	0.5 0.06 0.05	○			<0.5 (4) <0.0625 (3) <0.455 (6)
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5 0.06 0.5	1 0.06 0.05	○			<0.5 <0.0625 (3) <0.455 (6)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5 0.06 0.5	6 0.06 2	○			<5.0 (4) <0.0625 (3) <0.455 (6)
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	15 2 2	10 0.06 2	○			<5.0 (3), 9.2 0.6183±0.4037 <2.275 (6)
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	15 0.1 2	2 0.06 2	○			(牛の腎臓参照) 0.0893±0.0054 (その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓参照)
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.5	0.2 0.2				<0.5 (10)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.5	0.2 0.2				<0.5 (10)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.5	0.8 0.8				<0.5 (10)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	2	0.8 0.8				<0.5 (5), 1.0, 1.4, 0.8, 0.6, 0.5
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	2	0.8 0.8				(鶏の腎臓参照)

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において承認のあるもの

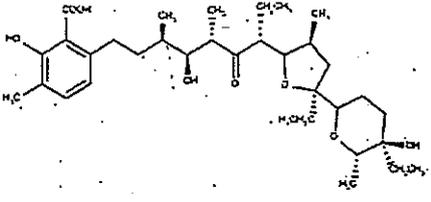
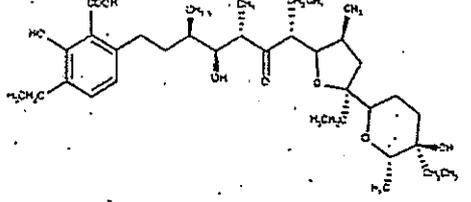
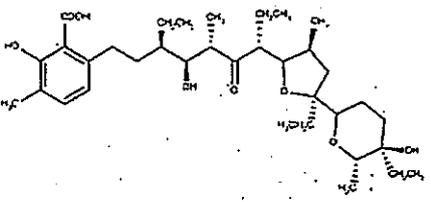
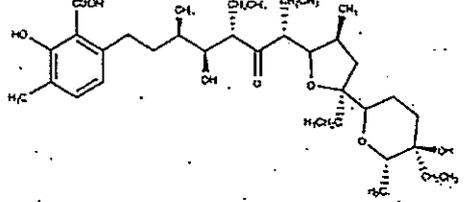
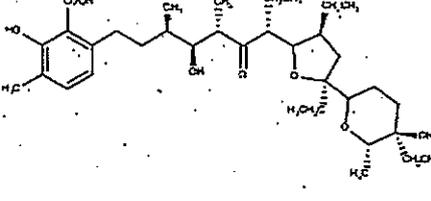
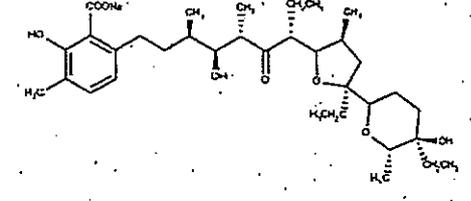
アブラマイシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	5
豚の肝臓	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	15
豚の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注2)}	15
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
鶏の筋肉	0.5
鶏の脂肪	0.5
鶏の肝臓	0.5
鶏の腎臓	2
鶏の食用部分	2

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ラサロシド (Lasalocid)

審議の対象	動物用医薬品及び飼料添加物の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ラサロシド (ラサロシドA)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ラサロシドB</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>ラサロシドC</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ラサロシドD</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>ラサロシドE</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ラサロシドナトリウム (ラサロシドAナトリウム)</p> </div> </div>
用途	動物用医薬品／抗生物質
作用機構	<i>Streptomyces lasaliensis</i> が産生するポリエーテル系の抗生物質であり、ナトリウム塩として使用される。ラサロシドナトリウムは 1 価及び 2 価の陽イオンを結合するカルボン酸イオノフォアである。ラサロシドは、ラサロシド A を主成分とし、その他の類縁物質としてラサロシド B、C、D 及び E を含む混合物であり、これらの類縁物質は活性成分の総重量の 10% 以下である。主にグラム陽性菌に対して有効であると考えられている。
我が国の承認状況	動物用医薬品としては承認されていない。 飼料添加物として指定されており、牛及び鶏に使用されている。
諸外国の状況	JECFA において評価されており、ADI が設定されている。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国、カナダ、EU、オーストラリア及びニュージーランドにおいて基準値が設定されている。

<p>食品安全委員会における 食品健康影響評価結果</p>	<p>ADI : 0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 130 週間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ラサロシドAとする。</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="587 450 1426 680"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	4.1	幼小児 (1~6 歳)	10.5	妊婦	4.4	高齢者 (65 歳以上)	3.5
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	4.1										
幼小児 (1~6 歳)	10.5										
妊婦	4.4										
高齢者 (65 歳以上)	3.5										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 27 年 1 月 9 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 2 月 2 日～平成 27 年 4 月 3 日 WTO 通報を実施 平成 27 年 1 月 23 日～平成 27 年 2 月 21 日パブリックコメントを実施</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙2のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現 行 ppm	承認 有 無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02 0.05 0.05	○			<0.020
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02 0.05 0.05	○			<0.020
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02 0.7 0.9	○			<0.020
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02 0.7 0.7	○			<0.020
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02 0.7 0.7	○			<0.020
乳		0.01				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.02 0.02	0.01 0.2	OIT OIT		0.02 0.02 EU	
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.1 0.1	0.01 0.2	OIT OIT		0.1 0.1 EU	
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.1 0.1	0.01 0.3	OIT OIT		0.1 0.1 EU	
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.05 0.05	0.01 0.4	OIT OIT		0.05 0.05 EU	
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1	0.01 0.4	OIT OIT		0.1 0.1 EU	
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.2 0.2	0.005 0.05	OIT OIT		0.15 0.15 EU	
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類		0.005 0.005 0.005 0.005 0.005 0.005 0.005				
はちみつ		0.005				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において承認のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

ラサロシド

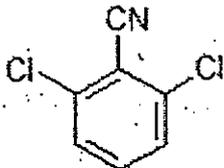
食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注1)}	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注2)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2

※今回基準値を設定するラサロシドとはラサロシドAをいう。

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注2)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ジクロベニル (Dichlobenil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ニトリル系除草剤である。主として根からの吸収により植物組織内を生長点部に移行し、細胞の異常分化を起こし枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	りんご/一年生雑草、なし/ヨモギ 等										
我が国の登録状況	りんご、なし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、なし、ぶどう等、カナダにおいてクランベリー、ラズベリー、EUにおいて、アーモンド、りんご等、オーストラリアにおいてトマト、かんきつ、果樹類、ベリー類等において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: 農産物にあつては、ジクロベニル及びBAM (2,6-ジクロロベンズアミド) とし、魚介類にあつては、ジクロベニルとする。 なお、BAM は農薬フルオピコリドの代謝物でもある。そのため、フルオピコリドの基準が設定されている食品において、BAM が検出された場合には、フルオピコリドの使用状況又は残留試験結果を踏まえ、規格基準への適否を判断することとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="587 1720 1428 1944"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	1.6	幼小児 (1~6歳)	3.7	妊婦	1.2	高齢者 (65歳以上)	2.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	1.6										
幼小児 (1~6歳)	3.7										
妊婦	1.2										
高齢者 (65歳以上)	2.0										
意見聴取の状況	平成27年1月9日に在京大使館への説明を実施 平成27年2月2日~平成27年4月3日WTO通報を実施 平成27年1月23日~平成27年2月21日パブリックコメントを実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
トマト		0.1				
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02
日本なし	0.2	0.2	○			<0.02, 0.03(\$)
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なし参照)
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02
ネクタリン		0.2				
あんず(アブリコットを含む。)		0.2				
すもも(プルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハックルベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
その他のスパイス		0.2				
魚介類	0.05		申			推:0.05

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

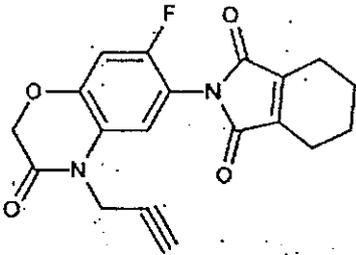
推: 推定される残留量であることを示す

ジクロベニル

食品名	残留基準値
	ppm
りんご	0.1
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
もも	0.1
魚介類	0.05

※今回基準値を設定するジクロベニルとは、農産物にあつてはジクロベニル及び代謝物BAM[2,6-ジクロロベンズアミド]をジクロベニル含量に換算したものの和をいい、魚介類にあつてはジクロベニルをいう。

フルミオキサジン (Flumioxazin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	フェニルフタルイミド系除草剤である。光合成におけるクロロフィル生合成経路のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害することで、殺草活性を示すと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	だいず/一年生広葉雑草、りんご/一年生雑草 等										
我が国の登録状況	だいず、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、だいず等に、カナダにおいてだいず、ぶどう等に、EUにおいて小麦、ぶどう等に、オーストラリアにおいて米、小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.018 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 1.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: フルミオキサジンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="587 1505 1422 1738"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	0.9	幼小児 (1~6歳)	2.9	妊婦	0.8	高齢者 (65歳以上)	1.1
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	0.9										
幼小児 (1~6歳)	2.9										
妊婦	0.8										
高齢者 (65歳以上)	1.1										
意見聴取の状況	平成27年1月9日に在京大使館への説明を実施 平成27年2月2日~平成27年4月3日WTO通報を実施 平成27年1月23日~平成27年2月21日パブリックコメントを実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
小豆類	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(いんげんまめ) <0.01,<0.01(べにはないんげん)
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい	0.02	0.02				
その他の豆類		0.1				
ぼれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう)		0.02				
その他のいも類		0.02				
さとうきび		0.2				
たまねぎ		0.02				
にんにく		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
しょうが		0.02				
えだまめ	0.05		申			<0.01,<0.01
その他の野菜		0.04				
みかん	0.1	0.1	○			
なつみかんの果実全体	0.1	0.1	○			
レモン	0.1	0.1	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1	0.1	○			
グレープフルーツ	0.1	0.1	○			
ライム	0.1	0.1	○			
その他のかんきつ類果実	0.1	0.1	○			
りんご	0.1	0.1	○			
日本なし	0.1	0.1	○			
西洋なし	0.1	0.1	○			
マルメロ		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アブリコットを含む)		0.1				
すもも(ブルーンを含む)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む)		0.1				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハuckleベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう	0.1	0.1	○			
かき		0.1				
バナナ		0.1				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
綿実		0.06				
なたね		0.1				
アーモンド		0.02				
ホップ	0.05		IT	0.05	米国	【0.032,<0.02,<0.02(米 国)】
その他のスパイス	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)(みか んの果皮)
その他のハーブ		0.04				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

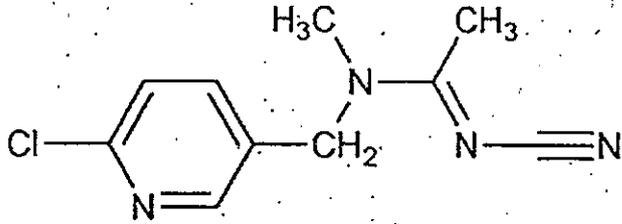
IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

フルミオキサジン

食品名	残留基準値 ppm	
大豆	0.02	
小豆類 ^{注1)}	0.05	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
らっかせい	0.02	
えだまめ	0.05	
みかん	0.1	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.1	
レモン	0.1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	
グレープフルーツ	0.1	
ライム	0.1	
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.1	
りんご	0.1	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
日本なし	0.1	
西洋なし	0.1	
ぶどう	0.1	
ホップ	0.05	
その他のスパイス ^{注3)}	0.1	

アセタミプリド (Acetamiprid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びはちみつへの基準値設定の要請があったもの。
構造式	
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	ネオニコチノイド系の殺虫剤である。昆虫神経のシナプス後膜のニコチン性アセチルコリン受容体に作用し、シナプス伝達の遮断を起こすことにより殺虫効果を示すものと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	とうもろこし/アブラムシ類、にら/アザミウマ類 等
我が国の登録状況	とうもろこし、にら等に農薬登録がされている。
諸外国の状況	<p>2011年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はとうもろこし、綿実、ベリー類果実等に設定されている。</p> <p>米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてレタス、ベリー類果実等に、カナダにおいてあぶらな科野菜、なす科野菜等に、EU において葉菜類、畜産物等に、オーストラリアにおいてばれいしょ、綿実等に基準値が設定されている。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.071 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 7.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 0.1 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 10 mg/kg 体重 安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験 : <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質 : 農産物及びはちみつにあってはアセタミプリドとし、その他の畜産物にあってはアセタミプリド及び代謝物 IM-2-1 をアセタミプリドに換算したものの和とする。</p> <p>はちみつについては、アセタミプリドが検出された5試料について、代謝物 IC-0 の分析が行われたが、すべて定量限界 (0.005 ppm) 未満であった。また、別に実施されたはちみつ 25 試料の分析結果では、アセタミプリド及び代謝物 IM-2-1 の分析が行われ、11 試料でアセタミプリドが検出されたが、代謝物 IM-2-1 はすべて定量限界 (0.01 ppm) 未満であった。これらを踏まえ、代謝物は規制対象には含めないこととする。</p> <p>なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物の暴露評価対象物質としてアセタミプリド、畜産物中の暴露評価対象物質としてアセタミプリド及び代謝物 IM-2-1 を設定している。</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 241 1426 472"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>35.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない^注。 注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	30.0	幼小児 (1~6 歳)	52.6	妊婦	26.5	高齢者 (65 歳以上)	35.3
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	30.0										
幼小児 (1~6 歳)	52.6										
妊婦	26.5										
高齢者 (65 歳以上)	35.3										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 27 年 1 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 2 月 26 日~平成 27 年 3 月 27 日パブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.3		申			0.10,0.04
大麦	3		申			1.18(\$),0.08
ライ麦	3		申			(大麦参照)
とうもろこし	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05
その他の穀類	3		申			(大麦参照)
大豆	0.3		申			<0.05,<0.05,0.07,0.11
小豆類	2	2	○	0.4		0.06,0.60(\$)(あずき)
えんどう	2	0.4	申			(あずき参照)
そら豆	2	0.4	申			(あずき参照)
らっかせい	0.2		申			<0.05,<0.05
その他の豆類	2		申			(あずき参照)
ばれいしょ	0.3	0.3	○			0.06(\$),0.02
さといも類(やつがしらを含む)	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05
かんしょ	0.2		申			<0.05,<0.05
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05	○			0.01(#),0.01(#)
こんにゃくいも	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05
てんさい	0.2	0.2	○			<0.05(#),<0.05(#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.2	0.2	○			0.03(#),<0.01(だいこん)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5	5	○			1.98(#),0.397(#)(つまみ菜)
かぶ類の根	0.1	0.1	○			0.02,0.02
かぶ類の葉	5	5	○			1.02,1.57(\$)
西洋わさび	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
グレンソ	3		申			0.10,1.23(\$)
はくさい	0.5	0.5	○			0.15(#),0.18(#)
キャベツ	3	3	○	0.7		1.09(\$),0.90
芽キャベツ	0.3	0.3	○			<0.05,0.10
ケール	5	5	○			(チンゲンサイ参照)
こまつな	5	5	○			1.00,1.76(\$)
きょうな	5	5	○			1.00,2.25
チンゲンサイ	5	5	○			2.72(#),1.22(#)
カリフラワー	1	1	○	0.4		0.18,0.34(\$)
ブロッコリー	2	2	○	0.4		0.36(#),0.64(#)(%)
その他のあぶらな科野菜	5	5	○	0.4		(チンゲンサイ参照)
チコリ	3	3			3.00 7/7カ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
エンダイブ	3	3			3.00 7/7カ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
しゅんぎく	10	5	○・申			4.80(\$),0.86
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	10	5	○・申			4.40(\$),0.46(レタス)
その他のきく科野菜	3	3	○			【0.08-2.67(n=8)(米国)】 1.26(\$),0.48(食用キク)
たまねぎ	0.2	0.2	○	0.02		<0.05,<0.05
ねぎ(リーキを含む)	5	4.5	○			
にんにく	0.02	0.02		0.02		
にら	5	5	○			1.84,1.46
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.20(#),0.07(#)
わけぎ	3	3	○			1.36(\$),0.14
その他のゆり科野菜	5	0.2	○	5		
にんじん	0.2		申			<0.05,<0.05
パセリ	3	3	○			1.10(\$),0.39
セロリ	3	3	○	1.5 3.00 7/7カ		【米国レタス、ほうれんそう参照】
みつば	5	5	○			0.97,1.82(\$)
その他のせり科野菜	10		申			1.02,3.68(\$)(あしたば)
トマト	2	2	○	0.2		0.50,0.73(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○	0.2		0.32,0.43
なす	2	2	○	0.2		0.584(\$),0.150
その他のなす科野菜	2	2	○	0.2 2.0 韓国		【1.14(#)(とうがらし)(韓国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む)	2	2	○	0.2		0.32, 0.52(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.7	0.7	○	0.2		0.21(\$), <0.05(かぼちゃ)
しろうり	2	2	○	0.2		
すいか	0.3	0.3	○			0.06, 0.09
メロン類果実	0.5	0.5	○			0.16, 0.14
まくわうり	0.2		申			0.04, 0.05
その他のうり科野菜	2	2	○	0.2		
ほうれんそう	3	3	○		3.00 ｱﾘｶ	1.52(\$), 0.32 【0.031-2.49(n=8)(米国)】
オクラ	1	1	○	0.2		0.41(\$), 0.18
未成熟えんどう	2	2	○	0.3		0.84, 0.26
未成熟いんげん	3	3	○			1.45(\$), 0.50(\$)
えだまめ	3	3	○			1.42(\$), 0.83(\$)
しいたけ	0.2			0.2		
その他のきのこ類	0.2			0.2		
その他の野菜	5	5	○	0.3		1.8, 2.8(つるな)
みかん	0.5	0.5	○			0.17(\$), 0.02
なつみかんの果実全体	2	2	○	1		0.570, 1.12,
レモン	2	2	○	1		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	2	○	1		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○	1		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○	1		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○	1		0.88, 0.53(かぼす)
りんご	2	2	○	0.8	1.0 ｱﾘｶ	0.39, 0.80 【0.12-0.59(n=17)(米国)】
日本なし	2	2	○	0.8		0.28, 0.74
西洋なし	2	2	○	0.8	1.0 ｱﾘｶ	(日本なし参照) 【0.09-0.32(n=9)(米国)】
マルメロ	1	1		0.8	1.0 ｱﾘｶ	【米国りんご、西洋なし参照】
びわ	2	0.1	○			0.63(\$), 0.22, 0.51
もも	2	2	○			0.69, 0.36
ネクタリン	1	1	○	0.7		0.28, 0.42
あんず(アプレコットを含む)	3	3	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む)	3	3	○	0.6		0.12, 1.23(\$)
うめ	3	3	○			1.10(\$), 0.62
おうとう(チェリーを含む)	5	2	○・申	1.5		1.84, 3.62
いちご	3	3	○	0.5		0.46, 1.38(\$)
ラズベリー	2	1.6		2		
ブラックベリー	2	1.6		2		
ブルーベリー	2	2	○	2		
クランベリー	2	0.6		2		
ハックルベリー	2	1.6		2		
その他のベリー類果実	2	2		2		
ぶどう	5	5	○	0.5		2.88, 2.51
かき	1	1	○			0.40(\$), 0.20
キウイ	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
マンゴー	1	1	○			0.44(\$), 0.44
パッションフルーツ	0.7	0.7	○			0.04, 0.30(\$)
その他の果実	5	1	○・申	0.2		1.98, 1.66(さるなし)
綿実	0.7	0.6		0.7		
なたね	0.1		申			0.02, 0.02
ぎんなん	0.1	0.1		0.06		
くり	0.1	0.1	○	0.06	0.10 ｱﾘｶ	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.1	0.1		0.06	0.10 ｱﾘｶ	【<0.01-0.047(n=6)(米国)】
アーモンド	0.1	0.1		0.06	0.10 ｱﾘｶ	【<0.01-0.022(n=5)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くるみ	0.1	0.1		0.06	0.10	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.06	0.10	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	30	30	○			19.8,21.4(荒茶)
その他のスパイス	5	5	○	2		2.76,1.22(みかんの果皮)
その他のハーブ	5	5	○	0.2		(チンゲンサイ参照)
牛の筋肉	0.1	0.1		0.02		
豚の筋肉	0.1	0.1		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1		0.02		
牛の脂肪	0.1	0.1		0.02		
豚の脂肪	0.1	0.1		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1		0.02		
牛の肝臓	0.2	0.2		0.05		
豚の肝臓	0.2	0.2		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.05		
牛の腎臓	0.2	0.2		0.05		
豚の腎臓	0.2	0.2		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.05		
牛の食用部分	0.2	0.2		0.05		
豚の食用部分	0.2	0.2		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.05		
乳	0.1	0.1		0.02		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01				
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01				
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
はちみつ	0.2		申			推:0.17

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

アセタミプリド

食品名	残留基準値 ppm	
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし その他の穀類 ^{注1)}	0.3 3 3 0.2 3	※今回基準値を設定するアセタミプリドとは、農産物にあつては、アセタミプリドとし、畜産物にあつては、アセタミプリド及び代謝物IM-2-1をアセタミプリドに換算したものの和とする。
大豆 小豆類 ^{注2)} えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類 ^{注3)}	0.3 2 2 2 0.2 2	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。 注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも	0.3 0.2 0.2 0.05 0.2	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
てんさい	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	0.2 5 0.1 5 0.05 3 0.5 3 0.3 5 5 5 5 1 2 5	注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
チョコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜 ^{注5)}	3 3 10 10 3	注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜 ^{注6)}	0.2 5 0.02 5 0.5 3 5	注6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん パセリ	0.2 3	

食品名	残留基準値	
	ppm	
セロリ	3	
みつば	5	
その他のせり科野菜 ^{注7)}	10	注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	2	
ピーマン	1	
なす	2	
その他のなす科野菜 ^{注8)}	2	注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	
しろうり	2	
すいか	0.3	
メロン類果実	0.5	
まくわうり	0.2	
その他のうり科野菜 ^{注9)}	2	注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう	3	
オクラ	1	
未成熟えんどう	2	
未成熟いんげん	3	
えだまめ	3	
しいたけ	0.2	
その他のきのこ類 ^{注10)}	0.2	注10)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注11)}	5	
みかん	0.5	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	2	注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	2	
日本なし	2	
西洋なし	2	
マルメロ	1	
びわ	2	
もも	2	
ネクタリン	1	
あんず(アプリコットを含む。)	3	
すもも(プルーンを含む。)	3	
うめ	3	
おうとう(チェリーを含む。)	5	
いちご	3	
ラズベリー	2	
ブラックベリー	2	
ブルーベリー	2	
クランベリー	2	
ハックルベリー	2	
その他のベリー類果実 ^{注13)}	2	注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	5	
かき	1	
キウイ	0.2	
マンゴー	1	
パッションフルーツ	0.7	

食品名	残留基準値 ppm	
その他の果実 ^{注14)}	5	注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
綿実	0.7	
なたね	0.1	
ぎんなん	0.1	
くり	0.1	
ペカン	0.1	
アーモンド	0.1	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.1	注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
茶	30	
その他のスパイス ^{注16)}	5	
その他のハーブ ^{注17)}	5	注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.1	
豚の筋肉	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.1	
牛の脂肪	0.1	
豚の脂肪	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	
牛の肝臓	0.2	
豚の肝臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	
牛の腎臓	0.2	
豚の腎臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の食用部分 ^{注19)}	0.2	
豚の食用部分	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
乳	0.1	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.01	注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.05	
その他の家きんの肝臓	0.05	
鶏の腎臓	0.05	
その他の家きんの腎臓	0.05	
鶏の食用部分	0.05	
その他の家きんの食用部分	0.05	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
はちみつ	0.2	

クロチアニジン (Clothianidin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。
構造式	
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	ネオニコチノイド系殺虫剤である。作用機序は、主にニコチン性アセチルコリン受容体に対するアゴニスト作用によるものと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	稲/イナゴ類、だいず/アブラムシ類 等
我が国の登録状況	稲、だいず等に農薬登録がされている。
諸外国の状況	2010年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADI及びARFDが設定されている。国際基準はとうもろこし、なたね、核果類等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、なたね、乳等に、カナダにおいてとうもろこし、なたね等に、EUにおいてかんきつ類、仁果類、ぶどう等に、オーストラリアにおいてりんご、もも、なし等に、ニュージーランドにおいて畜産物に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI: 0.097 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 9.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARFD: 0.6 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験(ラット・強制経口) 無毒性量 60 mg/kg 体重 安全係数 100
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: クロチアニジンとする。ただし、クロチアニジンは、同じく殺虫剤として農薬登録がなされているチアメトキサムの代謝物でもあり、チアメトキサムの使用によるクロチアニジンの残留が認められている。我が国では、クロチアニジンとチアメトキサムが同一の作物に使用が認められているため、クロチアニジンの基準値の対象を、クロチアニジンとチアメトキサム由来のクロチアニジンの和とすることとした。

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 232 1423 461"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>37.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>57.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>46.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない[※]。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	37.6	幼小児 (1~6 歳)	57.9	妊婦	33.3	高齢者 (65 歳以上)	46.1
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	37.6										
幼小児 (1~6 歳)	57.9										
妊婦	33.3										
高齢者 (65 歳以上)	46.1										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 27 年 1 月 9 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 2 月 2 日~平成 27 年 4 月 3 日 WTO 通報を実施 平成 27 年 1 月 23 日~平成 27 年 2 月 21 日パブリックコメントを実施</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	クロチアニジン					チアメトキサム				
	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	チアメトキサム由来 クロチアニジン 作物残留試験成績等 ppm
米(玄米をいう。)	1	0.7	○申			0.24(4),0.23(4)	○			0.088,0.068
小麦	0.02	0.02		0.02				0.05		
大麦	0.1	0.1		0.04				0.4		【<0.01-0.02(n=9)(米国)】
ライ麦	0.02	0.02								
とうもろこし	0.1	0.02	申	0.02		<0.01,0.01	○	0.05		<0.005,0.005
そば	0.02	0.02								
その他の穀類	0.02	0.02		0.01						【<0.01(n=9)(ソルガム)(米国)】
大豆	0.1	0.1	○	0.02		0.01,<0.01	○	0.04		<0.005,<0.005
小豆類	0.3	0.3	○	0.02		0.09(4),0.03(4)	○	0.04		0.008,0.018
えんどう	0.3	0.3	○	0.02		(小豆類参照)		0.04		(小豆類参照)
そら豆	0.3	0.3	○	0.02		(小豆類参照)		0.04		(小豆類参照)
らっきさせい	0.02	0.02		0.02				0.02		(小豆類参照)
その他の豆類	0.3	0.3	○	0.02		(小豆類参照)		0.04		(小豆類参照)
ばれいしよ	0.3	0.25	○	0.2				0.3		
さといも類(やつかしらを含む。)	0.2	0.05		0.2				0.3		
かんしょ	0.2	0.1	○	0.2				0.3		
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.02		0.2				0.3		
こんにやくいも	0.2	0.05		0.2				0.3		
その他のいも類	0.2	0.02		0.2				0.3		
てんさい	0.2	0.1	○	0.2				0.3		
さとうきび	0.5	0.02	○申	0.4		0.02,0.18(\$)	○			
たいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.1	○	0.2				0.3		
たいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5	○	2		0.84,2.26	○	3		0.254,0.137
かぶ類の根	0.5	0.02	申	0.2		0.195,0.148(4)	申	0.3		<0.005,<0.005
かぶ類の葉	40	0.02	申	2		27.4(\$),2.99(4)	申	3		0.55(\$),0.42
西洋わさび	0.2	0.02		0.2				0.3		
クレソン	2	0.2		2				3		
はくさい	2	0.3	申	2		0.85,0.94	○	3		0.007,0.020
キャベツ	0.7	0.7	○	0.2		0.18(\$),0.16	○	5		0.028(\$),<0.005
芽キャベツ	0.3	0.3		0.2				5		【0.01-0.06(n=6)(米国)】
ケール	10	1	申	2		(チンゲンサイ参照)		3		【米国キャベツ参照】
こまつな	10	1	申	2		3.64,2.67	○	3		0.14(4),0.40
きょうな	10	5	○申	2		(チンゲンサイ参照)		3		(チンゲンサイ参照)
チンゲンサイ	10	5	○申	2		0.35(4),3.47(4(\$))	○	3		0.09,0.32(\$)
カリフラワー	0.3	0.3		0.2				5		【米国キャベツ参照】
ブロッコリー	1	1	○	0.2		0.33(\$),0.07	○	5		0.086,0.019
その他のあぶらな科野菜	10	5	○申	2		(チンゲンサイ参照)	○	5		(チンゲンサイ参照)
ごぼう	0.2	0.02		0.2				0.3		
サルシフィー	0.2	0.02		0.2				0.3		
アーティチョーク	2	2		0.05				0.5		
チェリ	2	2		2				3		
エンダイブ	2	2		2				3		
しゅんぎく	10	0.2	申	2		1.10,3.48(\$)	○	3		0.016,0.098(\$)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	20	○	2		9.99(4(\$)),4.41(4)(サラダ菜)	○	3		0.10,0.09(サラダ菜)
その他のきく科野菜	2	2		2				3		
たまねぎ	0.02	0.02								
ねぎ(リーキを含む。)	1	0.7	○申			0.05,0.32(\$)	○			
にんにく	0.02	0.02								
にら	15	15	○			6.18(\$),1.42	○			0.57
アスパラガス	0.7	0.7	○	0.04		0.10,0.24(\$)	申			0.014,0.005
わけぎ	5	2	○申			0.41(4),2.02(4(\$))	○			0.08,0.21(\$)
その他のゆり科野菜	2	2	○	0.04						
にんじん	0.2	0.02		0.2			申	0.3		
パースニップ	0.2	0.02		0.2				0.3		
パセリ	15	2	申			5.19,7.44				
セロリ	10	5	申	0.04		3.29,3.90	○	1		<0.1,<0.1
みつば	20	0.02	申			6.36,10.5(\$)				
その他のせり科野菜	2	2						0.3		
トマト	3	3	○	0.05		0.90(\$),0.66(\$)(ミニトマト)	○	0.7		0.16,0.19(\$)(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○	0.05		1.21(4),1.02(4)	○	0.7		0.032,0.056
なす	1	1	○	0.05		0.290,0.379	○	0.7		
その他のなす科野菜	10	1	申	2		2.93(4(\$)),1.35(4)(ししとう)	○	3		0.09(\$),0.05(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	0.02		0.695(\$),0.224	○	0.5		0.010,0.008
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4	○	0.02				0.5		
しろりり	0.05	0.05		0.02				0.5		【<0.01(n=5)】
すいか	0.2	0.2	○			0.022(\$),0.011	○			(サマースカッシュ)(米国)
メロン類果実	0.3	0.3	○			0.038(\$),0.012	○			<0.005,0.007
まくわうり	0.05	0.05								0.008,0.014(\$)
その他のうり科野菜	2	2	○	2				3		
ほうれんそう	40	3	申	2		9.97(4),27.0(4(\$))	○	3		0.58,1.20(\$)
たけのこ	2	2		0.04						
オクラ	1	1	○	0.05		0.36(4),0.30(4)	○	0.7		<0.01,0.01
しょうが	0.02	0.02								
未成熟えんどう	2	0.02	申	0.01		0.62(4),0.86(4)	申	0.01		<0.025(\$),<0.02
未成熟いんげん	1	0.5	申	0.01		0.25(4),0.34(4)	○	0.01		0.074,0.118
えだまめ	2	2	○	0.01		0.26(4),0.69(4(\$))	○	0.01		0.028(\$),0.019
マッシュルーム	0.05	0.02		0.05				0.7		
しいたけ	0.05	0.02		0.05				0.7		
その他のきのこ類	0.05	0.02		0.05				0.7		
その他の野菜	2	2	○	2			○	3		

食品名	クロチアニジン						チアメトキサム			
	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	登録 有無	参考基準値		チアメトキサム由来 クロチアニジン 作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm			国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	1	1	○				○			
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.90,0.82	○	0.5		0.04,0.04
レモン	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	1	1	○	0.4	1	アメリカ	○	0.3		
日本なし	1	1	○	0.4			○	0.3		<0.02,0.04
西洋なし	1	1	○	0.4	1	アメリカ	○	0.3		
マルメロ	1	1	○	0.4	1	アメリカ	○	0.3		
びわ	1	1	○				○			
もも	0.7	0.7	○				○			0.08,0.12
ネクタリン	2	2	○	0.2		0.084,0.124(\$)	○	1		
あんず(アブリコトを含む。)	3	3	○	0.2		0.64,0.58	○	1		
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3	○	0.2		0.72(\$),1.06(\$)(%)	○	1		<0.02,<0.02
うめ	5	3	○甲	0.2		0.10,0.04	○	1		0.117,0.242(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	0.2		1.32(\$),1.06	○	1		0.12,0.139
いちご	0.7	0.7	○	0.07		0.22(\$)(%),0.06(\$)	○	0.5		0.010,0.010
ラズベリー	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5		【<0.01-0.04(n=4)(米国)】
ブラックベリー	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5		【米国ラズベリー参照】
ブルーベリー	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5		【<0.01-0.05(n=9)(米国)】
クランベリー	0.07	0.02	○	0.07			○	0.5		
ハuckleベリー	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5		【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	0.2	0.2	○	0.07			○	0.5		【米国ラズベリー参照】
ぶどう	5	5	○	0.7			○	0.5		0.122,0.053
かき	0.5	0.5	○			0.506,1.43(\$)	○			0.012,0.019
バナナ	1	1	○	0.02			○	0.02		
キウイ	0.03	0.02	申			<0.005,0.008	○	0.01		
パパイア	1	1	○	0.01			○	0.01		
アボカド	0.02	0.02	○				○	0.01		
パイナップル	0.02	0.02	○	0.01			○	0.01		
グアバ	1	1	○				○			
マンゴー	1	1	○				○			
パッションフルーツ	1	1	○				○			
なつめやし	0.02	0.02	○				○			
その他の果実	4	4	○	0.07			○	0.7		
ひまわりの種子	0.02	0.02	○	0.02			○	0.02		
ごまの種子	0.02	0.02	○	0.02			○	0.02		
ペニバン種子	0.02	0.02	○	0.02			○	0.02		
綿実	0.1	0.1	○	0.02			○	0.02		【<0.01-<0.02(n=22)(米国)】
なたね	0.02	0.01	○	0.02			○	0.02		
その他のオイルシード	0.02	0.02	○	0.02			○	0.02		
ぎんなん		0.02	○				○			
くり	0.02	0.02	○				○			
ペカン	0.02	0.02	○	0.01			○	0.01		
アーモンド	0.02	0.02	○				○			
くるみ	0.02	0.02	○				○			
その他のナッツ類	0.02	0.02	○	0.02			○	0.02		
茶	50	50	○	0.7			○	20		0.25,0.07
コーヒー豆	0.05	0.05	○	0.05		37.6(\$),2.42,9.92	○	0.2		
カカオ豆 ^{※1}	0.02	0.02	○	0.02			○	0.02		
ホップ	0.1	0.1	○				○			
みかんの果皮		10	○			3.24(\$),1.09	○	0.5		0.51
その他のスベイス(みかんの果皮を除く。)		4	○	0.07		(みかんの果皮参照)	○			(みかんの果皮参照)
その他のスベイス	10		○				○			
スペアミント		0.3	○				○			
ペパーミント		0.3	○				○			
その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く。)		5	○				○			
その他のハーブ	10		○甲	2		(チンゲンサイ参照)	○	3		(チンゲンサイ参照)
牛の筋肉	0.02	0.02	○	0.02		【推:0.02】	○	0.02		【推:0.01】
豚の筋肉	0.02	0.02	○	0.02		【牛の筋肉参照】	○	0.02		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02	○	0.02		【牛の筋肉参照】	○	0.02		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.02	0.02	○	0.02		【推:0.02】	○	0.02		【推:0.01】
豚の脂肪	0.02	0.02	○	0.02		【牛の脂肪参照】	○	0.02		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02	○	0.02		【牛の脂肪参照】	○	0.02		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.2	0.02	○	0.2		【推:0.02】	○	0.01		【推:0.12】
豚の肝臓	0.2	0.02	○	0.2		【牛の肝臓参照】	○	0.01		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.02	○	0.2		【牛の肝臓参照】	○	0.01		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.02	0.02	○	0.02		【推:0.02】	○	0.01		【推:0.01】
豚の腎臓	0.02	0.02	○	0.02		【牛の腎臓参照】	○	0.01		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02	○	0.02		【牛の腎臓参照】	○	0.01		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.02	0.02	○	0.02		【牛の腎臓参照】	○	0.01		【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.02	0.02	○	0.02		【牛の腎臓参照】	○	0.01		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02	○	0.02		【牛の腎臓参照】	○	0.01		【牛の腎臓参照】
乳	0.02	0.01	○	0.02		【推:0.003】	○	0.05		【推:0.011】
鶏の筋肉	0.02	0.02	○	0.01			○	0.01		
その他の家禽の筋肉	0.02	0.02	○	0.01			○	0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.02	○	0.01			○	0.01		
その他の家禽の脂肪	0.02	0.02	○	0.01			○	0.01		

食品名	クロチアニジン						チアメトキサム			
	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	登録 有無	参考基準値		チアメトキサム由来 クロチアニジン 作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm			国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の肝臓	0.1	0.02		0.1				0.01		
その他の家きんの肝臓	0.1	0.02		0.1				0.01		
鶏の腎臓	0.1	0.02		0.1				0.01		
その他の家きんの腎臓	0.1	0.02		0.1				0.01		
鶏の食用部分	0.1	0.02		0.1				0.01		
その他の家きんの食用部分	0.1	0.02		0.1				0.01		
鶏の卵	0.02	0.02		0.01				0.01		
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.01				0.01		

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。
 「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 (※)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。
 ※1カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

クロチアニジン

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	※今回基準値を設定するクロチアニジンとは、チアモキサムの代謝物であり、チアモキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類 ^{注1)}	0.02 0.1 0.02 0.1 0.02 0.02	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大豆 小豆類 ^{注2)} えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類 ^{注3)}	0.1 0.3 0.3 0.3 0.02 0.3	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類 ^{注4)}	0.3 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。 注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
てんさい さとうきび	0.2 0.5	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	0.2 5 0.5 40 0.2 2 2 0.7 0.3 10 10 10 0.3 1 10	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チョコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜 ^{注6)}	0.2 0.2 2 2 2 10 20 2	注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.02 1	

食品名	残留基準値	
	ppm	
にんにく	0.02	
にら	15	
アスパラガス	0.7	
わけぎ	5	
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	2	注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん	0.2	
パースニップ	0.2	
パセリ	15	
セロリ	10	
みつば	20	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	2	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	3	
ピーマン	3	
なす	1	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	10	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	
しろり	0.05	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.3	
まくわうり	0.05	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	2	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう	40	
たけのこ	2	
オクラ	1	
しょうが	0.02	
未成熟えんどう	2	
未成熟いんげん	1	
えだまめ	2	
マッシュルーム	0.05	
しいたけ	0.05	
その他のきのこ類 ^{注11)}	0.05	注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注12)}	2	
みかん	1	注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
なつみかんの果実全体	2	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
レモン	2	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
グレープフルーツ	2	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
ライム	2	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
その他のかんきつ類果実 ^{注13)}	2	注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
りんご	1	類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
日本なし	1	の外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレ
西洋なし	1	ンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
マルメロ	1	のものをいう。
びわ	1	
もも	0.7	
ネクタリン	2	
あんず(アプレコットを含む。)	3	
すもも(プルーンを含む。)	0.3	

食品名	残留基準値	
	ppm	
うめ	5	
おうとう(チェリーを含む。)	5	
いちご	0.7	
ラズベリー	0.2	
ブラックベリー	0.2	
ブルーベリー	0.2	
クランベリー	0.07	
ハックルベリー	0.2	
その他のベリー類果実 ^{注14)}	0.2	注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	5	
かき	0.5	
バナナ	1	
キウイ	0.03	
パパイヤ	1	
アボカド	0.02	
パイナップル	0.02	
グアバ	1	
マンゴー	1	注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
パッションフルーツ	1	
なつめやし	0.02	
その他の果実 ^{注15)}	4	
ひまわりの種子	0.02	
ごまの種子	0.02	
べにばなの種子	0.02	
綿実	0.1	
なたね	0.02	注16)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
その他のオイルシード ^{注16)}	0.02	
くり	0.02	
ペカン	0.02	
アーモンド	0.02	
くるみ	0.02	
その他のナッツ類 ^{注17)}	0.02	注17)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
茶	50	
コーヒー豆	0.05	
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.02	注18)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
ホップ	0.1	
その他のスパイス ^{注18)}	10	
その他のハーブ ^{注19)}	10	
牛の筋肉	0.02	注19)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注20)} の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.02	
豚の脂肪	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	注20)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の肝臓	0.2	
豚の肝臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	

食品名	残留基準値	
	ppm	
牛の腎臓	0.02	
豚の腎臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	
牛の食用部分 ^{注21)}	0.02	注21)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	
乳	0.02	
鶏の筋肉	0.02	注22)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注22)} の筋肉	0.02	
鶏の脂肪	0.02	
その他の家きんの脂肪	0.02	
鶏の肝臓	0.1	
その他の家きんの肝臓	0.1	
鶏の腎臓	0.1	
その他の家きんの腎臓	0.1	
鶏の食用部分	0.1	
その他の家きんの食用部分	0.1	
鶏の卵	0.02	
その他の家きんの卵	0.02	

ピリフルキナゾン (Pyrifluquinazon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	キナゾリン環を有する殺虫剤である。アブラムシ類、コナジラミ類等のカメムシ目害虫に高い殺虫効果を示す。害虫の摂食行動を制御する神経系又は内分泌系へ作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かんきつ/アブラムシ類、ピーマン/コナジラミ類 等										
我が国の登録状況	かんきつ、ピーマン等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 (6か月間回復期間) 慢性毒性試験及び回復試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 1 mg/kg 体重 (一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳)) [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 100 mg/kg 体重 安全係数 100</p> <p>ARfD : 0.05 mg/kg 体重 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性) [設定根拠] 妊娠6~19日 発生毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質 : ピリフルキナゾン及び代謝物Bとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>55.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>29.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	26.4	幼小児 (1~6歳)	55.4	妊婦	28.1	高齢者 (65歳以上)	29.9
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	26.4										
幼小児 (1~6歳)	55.4										
妊婦	28.1										
高齢者 (65歳以上)	29.9										

	<p>②短期暴露</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上)、幼小児 (1~6 歳) 及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない[※]。</p> <p>注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>
意見聴取の状況	<p>平成 27 年 1 月 30 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 27 年 2 月 27 日~平成 27 年 4 月 28 日 WTO 通報を実施</p> <p>平成 27 年 2 月 26 日~平成 27 年 3 月 27 日パブリックコメントを実施</p>
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.2		申			<0.03, <0.03
ばれいしょ	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
かんしょ	0.2		申			<0.03, <0.03
こんにやくいも	0.2		申			<0.03, <0.03
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		20				
はくさい	1	1	○			0.32(\$), 0.08
キャベツ	0.5	0.5	○			0.13(\$), 0.03
ブロッコリー	2	2	○			0.60(\$), 0.29
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	10	10	○			1.18, 0.11/0.05, 0.55(レタス) /4.23(\$), 0.50(サラダ 菜)/0.44, 0.12(リーフレタス)
たまねぎ	0.2		申			<0.03, <0.03
ねぎ(リーキを含む)	0.7	0.7	○			0.23(\$), 0.11
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.12, 0.10
トマト	1	1	○			0.28, 0.39(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.37, 0.24
なす	0.3	0.3	○			0.03, 0.08
その他のなす科野菜	5		申			2.01, 1.39(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む)	0.2	0.2	○			0.03, 0.03
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.2		申			0.03, 0.03
すいか	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
メロン類果実	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
オクラ	0.5		申			0.17, 0.17
未成熟いんげん	0.5		申			0.13, 0.10
みかん	0.2	0.2	○			0.03, 0.03
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.49(#), 0.15
レモン	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			0.16(\$), 0.04
日本なし	1	1	○			0.32(#), 0.28(#)
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			0.05(#), <0.03(#)
ネクタリン	0.7	0.7	○			0.27, 0.13
あんず(アプリコットを含む)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む)	0.2	0.2	○			0.05, 0.04
うめ	5	5	○			1.53(\$), 0.42
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○			0.61, 0.72
いちご	2	2	○			0.37, 0.98
ぶどう	3	3	○			1.29(\$), 1.08/1.09, 0.39
かき	0.5	0.5	○			0.18, 0.10
キウイ	0.2		申			0.04, <0.03
マンゴー	1	1	○			0.11, 0.33(\$)
茶	20	20	○			14.4(\$), 5.6(荒茶)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	5	○			1.7,1.5(みかん果皮)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ピリフルキナゾン

食品名	残留基準値	
	ppm	
とうもろこし	0.2	※今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物B[1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[[3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン]をピリフルキナゾンに換算したものの和をいう。
ばれいしょ	0.2	
かんしょ	0.2	
こんにやくいも	0.2	
はくさい	1	
キャベツ	0.5	
ブロッコリー	2	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	
たまねぎ	0.2	
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	
アスパラガス	0.5	注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
トマト	1	
ピーマン	1	
なす	0.3	
その他のなす科野菜 ^{注1)}	5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.2	
オクラ	0.5	
未成熟いんげん	0.5	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
みかん	0.2	
なつみかんの果実全体	1	
レモン	1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	
グレープフルーツ	1	
ライム	1	
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	1	
りんご	0.5	
日本なし	1	
西洋なし	1	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
もも	0.2	
ネクタリン	0.7	
あんず(アプリコットを含む。)	5	
すもも(プルーンを含む。)	0.2	
うめ	5	
おうとう(チェリーを含む。)	2	
いちご	2	
ぶどう	3	
かき	0.5	
キウイ	0.2	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
マンゴー	1	
茶	20	
その他のスパイス ^{注3)}	5	

馬拉チオン (Malathion)

審議の対象	農業の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	<chem>COP(=S)(OC)SCC(=O)OCC</chem>										
用途	農業／殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼを阻害することで、殺虫効果を発現すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／ウンカ類、りんご／ハダニ類 等										
我が国の登録状況	稲、りんご等に農業登録がされている。										
諸外国の状況	2003年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADI及びARFDが設定されている。国際基準は小麦、ぶどう等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてはばれいしょ、グレープフルーツ等に、カナダにおいてレタス、いちご等に、EUにおいてライ麦、茶等に、オーストラリアにおいてかんきつ、いちご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.29 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性及び慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 29 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARFD : 1.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 臨床試験(ヒト・経口) 無毒性量 15 mg/kg 体重 安全係数 10</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：馬拉チオンとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露 TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(1歳以上)</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>12.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露 各食品の短期推定摂取量(ESTI)を推定したところ、一般(1歳以上)及び幼小児(1~6歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量(ARFD)を超えていない^{注)}。 注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般(1歳以上)	12.1	幼小児(1~6歳)	28.3	妊婦	12.8	高齢者(65歳以上)	12.4
	TMDI/ADI (%)										
一般(1歳以上)	12.1										
幼小児(1~6歳)	28.3										
妊婦	12.8										
高齢者(65歳以上)	12.4										

意見聴取の状況	平成 27 年 1 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 2 月 27 日～平成 27 年 4 月 28 日 WTO 通報を実施 平成 27 年 2 月 26 日～平成 27 年 3 月 27 日パブリックコメントを実施
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			0.009,0.025
小麦	10	8.0	○	10		
大麦	2	2.0				
ライ麦	2	2.0				
とうもろこし	2	2.0		0.05		
そば	2	2.0				
その他の穀類	3	2.0		3		
大豆	2	0.5	○	2		
小豆類	2	0.5	○	2		
えんどう	0.5	0.5	○			
そら豆	2	0.5		2		
らっかせい	8	8.0				
その他の豆類	8	8.0		2		
ばれいしょ	0.5	0.5				
さといも類(やつがしらを含む。)	0.5	0.5	○			
かんしょ	0.5	0.5	○			
やまいも(長いもをいう。)	0.5	0.5				
こんにゃくいも		0.5				
その他のいも類	0.5	0.5				
てんさい	0.5	0.5				
さとうきび		0.5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.5	0.5	○			
かぶ類の根	0.5	0.5	○	0.2		
かぶ類の葉	5	0.5	○	5		
西洋わさび	0.5	0.5				
クレソン	6	6.0				
はくさい	2	2.0	○			
キャベツ	2	2.0	○			
芽キャベツ	2	2.0				
ケール	3	3.0				
こまつな		2.0				
きょうな		2.0				
チンゲンサイ	2	2.0				
カリフラワー	2	2.0	○			
ブロッコリー	5	5.0	○			
その他のあぶらな科野菜	2	2.0				
ごぼう	0.03	0.5	○			<0.01(#),<0.01(#), <0.01(#),<0.01(#)
サルシフィー	0.5	0.5				
アーティチョーク	8	8.0				
チコリ	8	8.0				
エンダイブ	8	8.0				
しゅんぎく		2.0				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2.0	○			0.03(#),0.80(#)(\$), 0.36(#),0.28(#)
その他のきく科野菜	2	2.0	○			0.70(#),0.48(食用ぎく)
たまねぎ	8	8.0	○	1		
ねぎ(リーキを含む。)	8	8.0	○			
にんにく	8	8.0				
にら		2.0				
アスパラガス	8	8.0		1		
わけぎ		8.0				
その他のゆり科野菜	5	2.0	○	5		
にんじん	0.5	0.5	○			
パースニップ	0.5	0.5				
パセリ	2	2.0				
セロリ	2	2.0				
みつば		2				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜	2	2.0	○			0.2,0.6(\$)(あしたば)
トマト	0.5	0.5	○	0.5		
ピーマン	0.5	0.5	○	0.1		0.060,0.216(\$), <0.01,<0.01,0.02
なす	0.5	0.5	○			
その他のなす科野菜	2	2.0		0.1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.2		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	8	8.0	○			
しろりり	0.05	2.0	○			<0.01(#),<0.01
すいか	8	8.0	○			
メロン類果実	8	8.0	○			
まくわうり		8.0				
その他のうり科野菜	0.2	2.0	○			<0.05,<0.05,<0.05,<0.05
ほうれんそう	3	2.0	○	3		
たけのこ	2	2.0				
オクラ	8	8.0				
しょうが		0.5				
未成熟えんどう	0.5	0.5	○			0.03,0.21(\$),<0.01,0.08
未成熟いんげん	2	2.0	○	1		
えだまめ	2	2.0	○			
マッシュルーム	8	8.0				
しいたけ		4				
その他のきのこ類		4				
その他の野菜	2	2.0	○	1		
みかん	0.5	0.5	○			
なつみかん		0.5				
なつみかんの外果皮		0.5				
なつみかんの果実全体	7			7		
レモン	7	4.0	○	7		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	7	4.0	○	7		
グレープフルーツ	7	4.0	○	7		
ライム	7	4.0	○	7		
その他のかんきつ類果実	7	4.0	○	7		
りんご	0.5	0.5	○	0.5		
日本なし	0.5	0.5	○			
西洋なし	0.5	0.5	○			
マルメロ	8	8.0				
びわ	2	2.0	○			
もも	0.5	0.5	○			
ネクタリン	8	8.0	○			
あんず(アブリコットを含む。)	8	8.0	○			
すもも(ブルーンを含む。)	6	6.0	○			
うめ	0.2	2.0	○			0.031(\$),0.005
おうとう(チェリーを含む。)	6	6.0	○			
いちご	1	0.5	○	1		
ラズベリー	8	8.0				
ブラックベリー	8	8.0				
ブルーベリー	10	0.5		10		
クランベリー	8	8.0				
ハックルベリー	10	2.0		10		
その他のベリー類果実	8	8.0				
ぶどう	8	8.0	○	5		
かき	0.5	0.5	○			
バナナ	2	2.0				
キウイー	2	2.0				
パパイヤ	1	1.0				
アボカド	8	8.0				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パイナップル	8	8.0				
グアバ	8	8.0				
マンゴー	8	8.0				
パッションフルーツ	8	8.0				
なつめやし	8	8.0				
その他の果実	2	2.0				
ひまわりの種子	8	8.0				
ごまの種子		0.5				
べにばなの種子	0.2	0.2		20		
綿実	20	2.0				
なたね		0.5				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		8.0				
くり	8	8.0	○			
ペカン	8	8.0				
アーモンド	8	8.0				
くるみ	8	8.0				
その他のナッツ類	8	8.0				
茶		0.5				
コーヒー豆		0.5				
カカオ豆		0.5				
ホップ	1	1.0				
その他のスパイス(種子、果実、根及び根茎を除く。)		8				
その他のスパイス	15		○	7		3.84,2.16,8.28(\$),6.84,6.32,
その他のハーブ	2	2	○	2		
牛の筋肉		2				
豚の筋肉		2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		2				
牛の脂肪		2				
豚の脂肪		2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		2				
牛の肝臓		2				
豚の肝臓		2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		2				
牛の腎臓		2				
豚の腎臓		2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		2				
牛の食用部分		2				
豚の食用部分		2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		2				
乳		0.5				
鶏の筋肉		2				
その他の家さんの筋肉		2				
鶏の脂肪		2				
その他の家さんの脂肪		2				
鶏の肝臓		2				
その他の家さんの肝臓		2				
鶏の腎臓		2				
その他の家さんの腎臓		2				
鶏の食用部分		2				
その他の家さんの食用部分		2				
鶏の卵		0.7				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の家さんの卵		0.7				
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.5				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.5				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.5				
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.5				
魚介類(貝類に限る。)		0.5				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.5				
その他の魚介類		0.5				
はちみつ		0.5				
小麦粉(全粒粉を除く。)		1.2		0.2		
小麦ふすま				25		
トマトジュース		0.01		0.01		
綿実油(注1に限る。)				13		
綿実油(注1を除く。)				13		
乾燥させたその他のスパイス(果実に限る。)	1	1		1		
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	2	2		2		
乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)	0.5	0.5		0.5		

注1)食用植物油の日本農林規格規定する食用綿実油及びこれと同等以上の企画を有すると認められる食用油。
 網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)
 太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
 ○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (§):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

マラチオン

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類 ^{注1)}	10 2 2 2 2 3	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大豆 小豆類 ^{注2)} えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類 ^{注3)}	2 2 0.5 2 8 8	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。 注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
ばれいしよ さといも類(やつがしらを含む。) かんしよ やまいも(長いもをいう。) その他のいも類 ^{注4)}	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
てんさい だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	0.5 0.5 0.5 5 0.5 6 2 2 2 2 2 2 5 2	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。) その他のきく科野菜 ^{注6)}	0.03 0.5 8 8 8 8 2	注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく アスパラガス その他のゆり科野菜 ^{注7)}	8 8 8 8 5	注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん パースニップ パセリ	0.5 0.5 2	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
		ppm
セロリ		2
その他のせり科野菜 ^{注8)}		2
トマト		0.5
ピーマン		0.5
なす		0.5
その他のなす科野菜 ^{注9)}		2
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		8
しろり		0.05
すいか		8
メロン類果実		8
その他のうり科野菜 ^{注10)}		0.2
ほうれんそう		3
たけのこ		2
オクラ		8
未成熟えんどう		0.5
未成熟いんげん		2
えだまめ		2
マッシュルーム		8
その他の野菜 ^{注11)}		2
みかん		0.5
なつみかんの果実全体		7
レモン		7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		7
グレープフルーツ		7
ライム		7
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}		7
りんご		0.5
日本なし		0.5
西洋なし		0.5
マルメロ		8
びわ		2
もも		0.5
ネクタリン		8
あんず(アブリコットを含む。)		8
すもも(プルーンを含む。)		6
うめ		0.2
おうとう(チェリーを含む。)		6
いちご		1
ラズベリー		8
ブラックベリー		8
ブルーベリー		10
クランベリー		8
ハックルベリー		10
その他のベリー類果実 ^{注13)}		8
ぶどう		8
かき		0.5
バナナ		2
キウイ		2
パンパイア		1

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

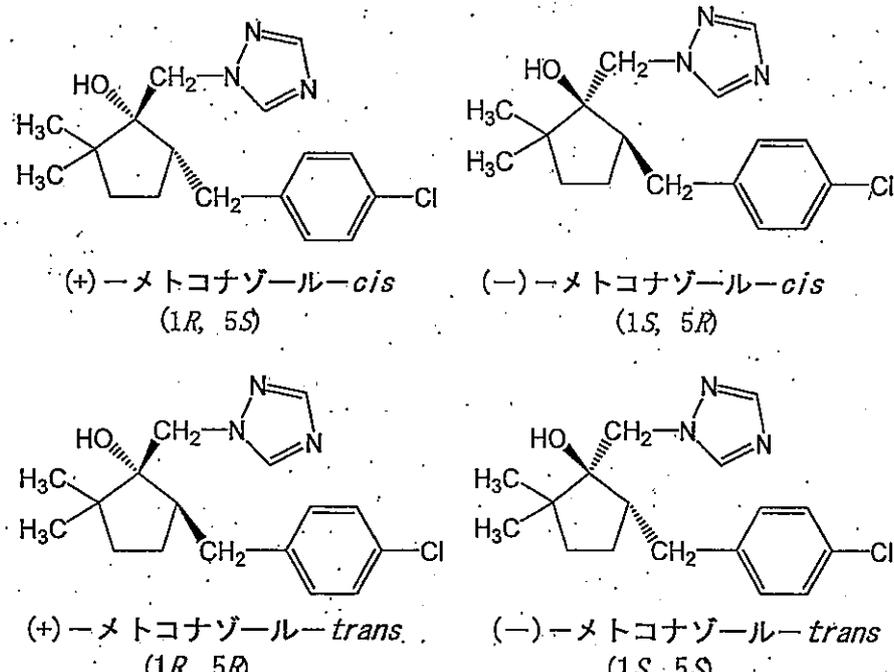
注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
アボカド	8	注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
パイナップル	8	
グアバ	8	
マンゴー	8	
パッションフルーツ	8	
なつめやし	8	
その他の果実 ^{注14)}	2	
ひまわりの種子	8	注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
べにばなの種子	0.2	
綿実	20	
くり	8	注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
ペカン	8	
アーモンド	8	
くるみ	8	
その他のナッツ類 ^{注15)}	8	
ホップ	1	注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注16)}	15	
その他のハーブ ^{注17)}	2	
乾燥させたその他のスパイス(果実に限る。)	-1	注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	2	
乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)	0.5	

メトコナゾール (Metconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。
構造式	 <p>(+) - メトコナゾール - <i>cis</i> (1<i>R</i>, 5<i>S</i>) (-) - メトコナゾール - <i>cis</i> (1<i>S</i>, 5<i>R</i>)</p> <p>(+) - メトコナゾール - <i>trans</i> (1<i>R</i>, 5<i>R</i>) (-) - メトコナゾール - <i>trans</i> (1<i>S</i>, 5<i>S</i>)</p>
用途	農薬 / 殺菌剤
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類のエルゴステロール生合成経路中の 14 位の炭素原子の脱メチル化を阻害する作用により、殺菌効果を示すものと考えられている。 <i>cis</i> 体及び <i>trans</i> 体の幾何異性体が存在するが、 <i>cis</i> 体の方が活性が高い。
適用作物 / 適用病害虫等	麦類 / うどんこ病、みかん / 青かび病 等
我が国の登録状況	麦類、みかん等に農薬登録がされている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてバナナ、大麦等に、カナダにおいて大麦、なたね等に、EU において麦類、なたね等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI : 0.02 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 13 日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p><u>ARFD : 0.1 mg/kg 体重 (一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳))</u> [設定根拠] 13 日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 10 mg/kg 体重 安全係数 100</p> <p><u>ARFD : 0.02 mg/kg 体重 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)</u> [設定根拠] 13 日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 2 mg/kg 体重 安全係数 100</p>

<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メトコナゾール（cis体とtrans体の総和）とする。 作物残留試験において、代謝物 M11、M20、M21、M30、M34 及び M35 の分析が行われているが、代謝物 M11、M20、M21、M30 及び M34 はいずれも定量下限値未満であることから、また、代謝物 M35 が検出されているが、メトコナゾールに比べ毒性が弱いことから、規制対象には含めないこととする。 なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、農産物中の暴露評価対象物質としてメトコナゾール（親化合物のみ）を設定している。</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="576 667 1417 898"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>8.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を推定したところ、一般（1歳以上）、幼小児（1～6歳）及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性（14～50歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない[※]。 注）基準値案を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	9.9	幼小児（1～6歳）	25.9	妊婦	11.8	高齢者（65歳以上）	8.7
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	9.9										
幼小児（1～6歳）	25.9										
妊婦	11.8										
高齢者（65歳以上）	8.7										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成27年1月30日に在京大使館への説明を実施 平成27年2月26日～平成27年3月27日パブリックコメントを実施（WTO 通報は対象外）</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙2のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	1	1	○			0.02, 0.47(\$)
大麦	5	5	○			2.43, 0.87
ライ麦	5	5	○			(大麦参照)
とうもろこし	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【<0.01-0.018(n=20)(米国)】
その他の穀類	5	5	○			(大麦参照)
大豆	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.01(#)-0.05(#)(n=21)(米国)】
小豆類	0.2	0.2		0.15	カナダ	【<0.02-0.017(n=6)(乾燥いんげん)(カナダ)】
えんどう	0.2	0.2		0.15	カナダ	【0.023-0.095(n=9)(乾燥えんどう)(カナダ)】
そら豆	0.2	0.2		0.15	カナダ	【カナダ乾燥いんげん、乾燥えんどう参照】
らっかせい	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【<0.02(n=14)(米国)】
その他の豆類	0.2	0.2		0.15	カナダ	【カナダ乾燥いんげん、乾燥えんどう参照】
ばれいしょ	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【<0.04(n=17)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.07	0.07		0.07	アメリカ	【<0.01-0.084(#)(n=24)(米国)】
たまねぎ	0.1		申			<0.02, <0.02
しょうが	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
みかん	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○			0.03, 0.05
レモン	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
ライム	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			0.07, 0.05(すだち、かぼす)
ネクタリン	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【米国すもも、おうとう参照】
あんず(アブリコットを含む。)	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【米国すもも、おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.02-0.03(#)(n=6)(プラム)(米国)】
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.02(#)-0.16(#)(n=10)(米国)】
ブルーベリー	0.4	0.4		0.4	アメリカ	【<0.10-0.326(#)(n=11)(米国/カナダ)】
クランベリー	0.4	0.4		0.4	アメリカ	【米国/カナダブルーベリー参照】
ハuckleベリー	0.4	0.4		0.4	アメリカ	【米国/カナダブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	0.4	0.4		0.4	アメリカ	【米国/カナダブルーベリー参照】
バナナ	0.1	0.1		0.1	アメリカ	【<0.10(#)(n=12)(有袋), <0.10(#)(n=12)(無袋)(米国)】
マンゴー	0.5	0.5		0.5	台湾	【0.35, 0.13(n=2)】
ごまの種子	0.08	0.08		0.08	カナダ	【カナダなたね参照】
なたね	0.08	0.08		0.08	カナダ	【<0.02-0.06(#)(n=11)(カナダ)】
その他のオイルシード	0.08	0.08		0.08	カナダ	【カナダなたね参照】
くり	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【<0.02(n=3)(米国)】
アーモンド	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【<0.02(n=10)(米国)】
くるみ	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.04	アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のスパイス	3	3	○			0.66, 1.06(#)(みかん果皮)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

メコナゾール

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するメコナゾールとは、メコナゾール(cis体とtrans体の総和)とする。
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし その他の穀類 ^{注1)}	1 5 5 0.02 5	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大豆 小豆類 ^{注2)} えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類 ^{注3)}	0.05 0.2 0.2 0.2 0.04 0.2	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。 注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) その他のいも類 ^{注4)}	0.04 0.04 0.04 0.04 0.04	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃく以外のものをいう。
てんさい	0.07	
たまねぎ	0.1	
しょうが	0.04	
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	0.1 0.2 0.2 0.3 0.3 0.3 0.3	注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
ネクタリン あんず(アプレコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) おうとう(チェリーを含む。)	0.2 0.2 0.2 0.2	注6)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実 ^{注6)}	0.4 0.4 0.4 0.4	注7)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにはなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
バナナ マンゴー	0.1 0.5	
ごまの種子 なたね その他のオイルシード ^{注7)}	0.08 0.08 0.08	注8)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類 ^{注8)}	0.04 0.04 0.04 0.04 0.04	注9)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注9)}	3	

ケイ酸カルシウム

審議の対象	食品添加物としての使用基準の改正
経緯	事業者等からの要請により使用基準の改正を行うもの
構造式	二酸化ケイ素、酸化カルシウム及び水が結合した組成物の総称
用途	固結防止剤、製造用剤（賦形剤、分散剤、吸着剤、担体）
概要	<p>ケイ酸塩類の1つであり、その構成成分であるケイ素はほとんど全ての動植物及び水に含まれている。</p> <p>我が国では、ケイ酸カルシウムは添加物に指定されており、主に固結防止剤として使用されている。</p>
諸外国での状況	<p>（1）JECFAの評価</p> <p>JECFAでは、1985年の第29回会合において、二酸化ケイ素及びケイ酸塩類（ケイ酸カルシウムを含む。）のADIについて「特定しない。」と評価されている。</p> <p>（2）諸外国での使用状況等</p> <p>コーデックスでは、固結防止剤に分類されており、塩等に使用が認められている。</p> <p>米国では、固結防止の目的で食品に対して2%以下（ベーキングパウダーに対しては5%以下）の基準に基づき使用が認められている。</p> <p>EUでは、スライス又は裁断したプロセスチーズ及びその類似品に対して10g/kg以下、食塩に対して10g/kg以下、代替塩に対して20g/kg以下、dietary food supplement等に対して必要量での使用が認められている。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない。
摂取量の推計	<p>（1）現在の使用基準における一日摂取量</p> <p>微粒二酸化ケイ素の推定摂取量の全量がケイ酸カルシウムに置き換わると仮定して、推定一日摂取量を一人一日当たり0.56 mg/人/日と推計している。</p>

	<p>(2) 使用基準改正後の摂取量の増加量 20%使用されているチュアブル錠 (1,000 mg/錠) を、1日朝夕2回3種類各2錠摂取するヒトを想定して、一人一日当たり2,400 mg/人/日と推計している。</p> <p>(1) 及び(2) を合算して、推定一日摂取量は、一人一日当たり2,400 mg/人/日となると算出した。</p>
<p>使用基準案 (下線部が改正箇所)</p>	<p>ケイ酸カルシウムは、母乳代替食品及び離乳食品に使用してはならない。</p> <p>ケイ酸カルシウムの使用量は、食品(特定保健用食品たるカプセル及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル及び錠剤を除く。以下この目において同じ。)の2.0%以下でなければならない。ただし、微粒二酸化ケイ素と併用する場合は、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。</p> <p>(ケイ酸カルシウムの使用基準改正に伴う改正)</p> <p>二酸化ケイ素(微粒二酸化ケイ素を除く。)は、ろ過助剤の目的で使用するとき以外は使用してはならない。</p> <p>二酸化ケイ素(微粒二酸化ケイ素を除く。)は、最終食品の完成前に除去しなければならない。</p> <p>微粒二酸化ケイ素は、母乳代替食品及び離乳食品に使用してはならない。</p> <p>微粒二酸化ケイ素の使用量は、二酸化ケイ素として、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、ケイ酸カルシウムと併用する場合(特定保健用食品たるカプセル及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル及び錠剤にケイ酸カルシウムを使用する場合を除く。)は、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。</p>
成分規格案	既に成分規格が設定されている。本使用基準改正において変更の必要はない。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報を実施予定
答申案	別紙のとおり

答申(案)

ケイ酸カルシウムの添加物としての使用基準については、以下のとおり改正することが適当である。

使用基準(案)

ケイ酸カルシウムは、母乳代替食品及び離乳食品に使用してはならない。

ケイ酸カルシウムの使用量は、食品(特定保健用食品たるカプセル及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル及び錠剤を除く。以下この目において同じ。)の2.0%以下でなければならない。ただし、微粒二酸化ケイ素と併用する場合は、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。

二酸化ケイ素(微粒二酸化ケイ素を除く。)は、ろ過助剤の目的で使用するとき以外は使用してはならない。

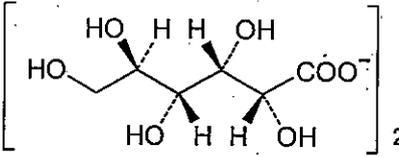
二酸化ケイ素(微粒二酸化ケイ素を除く。)は、最終食品の完成前に除去しなければならない。

微粒二酸化ケイ素は、母乳代替食品及び離乳食品に使用してはならない。

微粒二酸化ケイ素の使用量は、二酸化ケイ素として、食品の2.0%以下でなければならない。ただし、ケイ酸カルシウムと併用する場合(特定保健用食品たるカプセル及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル及び錠剤にケイ酸カルシウムを使用する場合を除く。)は、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならない。

※下線部が改正箇所

グルコン酸亜鉛

審議の対象	食品添加物としての使用基準の改正
経緯	事業者等からの要請により使用基準の改正を行うもの
構造式	 <p style="text-align: right;">n = 3 又は 0</p>
用途	栄養強化剤（亜鉛として）
概要	<p>亜鉛は、亜鉛含有酵素（DNA ポリメラーゼ、RNA ポリメラーゼ、アルコール脱水素酵素等）等の構造成分として、種々の生理機能に重要な役割を果たしている。</p> <p>我が国では、母乳代替食品及び保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）への使用が認められているが、病者の食事代替として使われる総合栄養食品に使用されることが認められていないため、病者において亜鉛不足のリスクが考えられることが報告されている。</p>
諸外国での状況	<p>（１）JECFA の評価</p> <p>JECFA では、1982 年の第 26 回会合において、亜鉛について最大耐容一日摂取量 (MTDI) を暫定的に、0.3～1.0 mg/kg としている。また、1998 年の第 51 回会合において、グルコン酸塩類（グルコノデルタラクトン、グルコン酸カルシウム、グルコン酸マグネシウム、グルコン酸カリウム及びグルコン酸ナトリウム）のグループ ADI について「特定しない (not specified)」と評価されている。</p> <p>（２）諸外国での使用状況等</p> <p>コーデックスでは、栄養素は食品添加物に分類されないため、規格は設定されていない。</p> <p>米国では、GRAS 物質として、食品全般に対して、適正製造規範 (GMP) の下で必要量を食品に使用することが認められており、サプリメント類、あめ類、飲料等に使用さ</p>

	<p>れている。</p> <p>EU では、食品成分扱いとなっており、調製乳についてのみ使用量の制限がある。その他の食品への使用量は制限されていない。</p>
<p>食品安全委員会における食品健康影響評価結果</p>	<p>病者用総合栄養食品摂取者及び一般摂取者の両者に対する亜鉛の摂取量に関する上限値を 0.63mg/kg 体重/日（亜鉛として）と設定する。</p>
<p>摂取量の推計</p>	<p>病院食からの熱摂取量と総合栄養食品における亜鉛の使用量の標準範囲より、病院食の代替としての総合栄養食品を摂取する人における亜鉛の一日摂取量は、最大で 30mg/人/日としている。</p> <p>なお、ヒト成人の亜鉛の一日摂取量は、大気中、飲料水中及び食事中からの亜鉛の一日摂取量を合計し、16.4mg/人/日、0.33mg/kg 体重/日としている。</p>
<p>使用基準案 (下線部が改正箇所)</p>	<p>グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する特定保健用食品（以下「特定保健用食品」という。）、<u>特別用途表示の許可又は承認を受けた食品（病者用のものに限る。）</u>及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。</p> <p>グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その 1 Lにつき、亜鉛として 6.0mg を超える量を含有しないように使用しなければならない。</p> <p>グルコン酸亜鉛は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の 1 日当たりの摂取目安量に含</p>

	まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。
成分規格案	成分規格は既に設定されている。別紙のとおりCAS番号の変更に伴う修正を除き、本使用基準改正において変更の必要はない。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報を実施予定
答申案	別紙のとおり

答申(案)

グルコン酸亜鉛の添加物としての使用基準については、以下のとおり改正することが適当である。

使用基準(案)

グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品(以下「特定保健用食品」という。)、特別用途表示の許可又は承認を受けた食品(病者用のものに限る。)及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含むないように使用しなければならない。

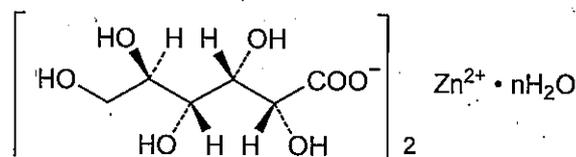
グルコン酸亜鉛は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。

※下線部が改正箇所

成分規格(案)

グルコン酸亜鉛

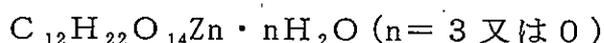
Zinc Gluconate



n = 3 又は 0

分子量 3水和物 509.75

無水物 455.70



Monozinc bis(D-gluconate) trihydrate

Monozinc bis(D-gluconate) [82139—35—34468—02—4]

含 量 本品を無水物換算したものは、グルコン酸亜鉛($C_{12}H_{22}O_{14}Zn$) 97.0~102.0%を含む。

性 状 本品は、白色の結晶性の粉末又は粒である。

確認試験 (1) 本品の水溶液(1→20)は、亜鉛塩の反応を呈する。

(2) 本品の温水溶液(1→10) 5 ml をとり、以下「グルコノデルタラクトン」の確認試験(2)を準用する。

純度試験 (1) 鉛 Pbとして $10 \mu g/g$ 以下

本品 1.00g を量り、硝酸 1 ml 及び水 20ml に溶かし、水を加えて正確に 100ml とし、検液とする。検液につき、鉛試験法第 2 法により試験を行う。

(2) ヒ素 As_2O_3 として $4.0 \mu g/g$ 以下 (0.50g, 第 1 法, 装置 B)

(3) 還元糖 D-グルコースとして 1.0% 以下

本品 1.0g を量り、250ml の三角フラスコに入れ、水 10ml を加えて溶かし、アルカリ性クエン酸銅試液 25ml を加え、小型のビーカーでふたをして正確に 5 分間穏やかに煮沸した後、室温まで急冷する。この液に酢酸(1→10) 25ml を加え、 $0.05 mol/L$ ヨウ素溶液 10ml を正確に量って加え、更に塩酸(1→4) 10ml 及びデンプン試液 3ml を加えた後、過量のヨウ素を $0.1 mol/L$ チオ硫酸ナトリウム溶液で滴定するとき、その消費量は、6.3ml 以上である。

水 分 11.6% 以下 (0.2g, 直接滴定)

定 量 法 本品約 0.7g を精密に量り、水 100ml を加え、必要があれば加温して溶かし、アンモニア・塩化アンモニウム緩衝液 (pH10.7) 5 ml を加え、 $0.05 mol/L$ EDTA 溶液で滴定する (指示薬 エリオクロムブラック T 試液 0.1ml)。終点は、液が青色を呈するときとする。更に無水物換算を行う。

$0.05 mol/L$ EDTA 溶液 1 ml = 22.79mg $C_{12}H_{22}O_{14}Zn$